

別紙 4

報告番号	※ 乙 第	号
------	-------	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目 行政法を構成する専門職自主法
氏 名 安田 理恵

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、非国家法である専門職自主法と国家法である行政法とが、アメリカ合衆国の医療提供（医師・病院・医学校等の質保証や医療保障）に対する法的規律において、どのような法構造をつくっているかの分析を行ったものである。専門職自主法とは、医療専門職を構成員とする、私的主体である医師会・医学校・病院・第三者評価機関等の医療職集団が、自主的に定立した当該集団内部の法である。

本論文は三章から構成される。第一章では、アメリカ合衆国および大陸法系諸国において、行政法が生成するとは何かに関する理論、第二章では、アメリカ合衆国の医療提供において、州レベルに行政法が形成されたかに関する歴史、第三章では、アメリカ合衆国の医療提供に対する法的規律において、専門職自主法と行政法とがつくる法構造を分析した。

第一章では、行政法の生成とは何かについて、アメリカ行政法の発展の起点をなすともいわれる 1930 年代だけでなく、それ以前からの理論状況を分析した。その結果、行政法が生成するとは、「行政機関（行政裁判所を含む）を設置し、その行政機関に対して、行政機関が自律的な決定を行うための権限——規則制定権・決定権・裁決権——、すなわち『諸権力』統合的仕組みを授権するための法の生成を指す」ことが指摘できた。権力分立原理によって国家権力の一つとして創出された行政権は、その内部に、再び国家権力の諸作用（規則制定権・決定権・裁決権）が統合された仕組みをもつのである。この点は、アメリカ行政法と大陸法系行政法の生成において、普遍的にみいだすことができる点であった。しかし、アメリカ合衆国においては、この授権法を根拠としてなされた「行政の決定」（行政立法・行政処分・裁決を指す）を裁判所がコントロールする法の生成をもって、行政法が生成したと捉えられてきたことが主流であったことを確認した。さらに、アメリカ行政法は、裁判所がコントロールする法のうち、州裁判所よりはむしろ、連邦裁判所が行った「行政の決定」に対するコントロールにその関心を向けてきたことも確認した。

第二章では、アメリカの州において行政法が生成しているかを、建国期以前から 1930 年代までの医師資格に対する法的規律を対象として検討した。その結果、州においても、州議会が行政機関を設置し、これに「諸権力」統合的仕組みを授権する制定法令としての行政法（医師免許法）は生成していることが指摘できた。この制定法令としての行政法は、これに先行して存在した専門職自主法（医師資格を認定するための専門職自主法）を参照したのであり、専門職自主法は、制定法令という形式の中に、その実体を構成するものとして埋め込まれてきたという歴史を持つ。すなわち、専門職自主法と州制定法令とは、医療提供の法的規律において、それぞれ自律的な構成要素として存在し、そのうえでこの二つの構成要素が接合する。このような法構造で、州行政法（医師免許法）は生成したのであった。また、この制定法令としての行政法（医師免許法）に基づく「行政の決定」に対してなされた、司法審査に関する法としての行政法も生成していることが指摘できた。

第三章では、1930 年代から現在までの、連邦および州における医療提供（医療保障を含む）の法的規律を検討対象として、専門職自主法と行政法（制定法令および裁判判決）とがどのような法構造をつくっているかを検討した。この検討の結果、以下のような法構造が明らかとなった。すなわち、非国家法である専門職自主法と国家法である行政法とは並立して存在しつつそれと同時に接合するという構造をつくっていること、そして、この専門職自主法と行政法とが接合する点は、基準の適合性審査——医療職集団が行う質評価に関する基準適合性審査、行政機関が行う法定要件審査にかかる「行政の決定」のための基準適合性審査、裁判所が行う違法性判断に関する基準適合性審査——であることである。上記の法構造について、国家法である行政法を中心とした視点にたつと、行政法が専門職自主法を構成している、とみることができる。逆に、非国家法である専門職自主法を中心とした視点にたつと、専門職自主法が行政法を構成している、とみられることもできる。

第三章で明らかとなった法構造、すなわち、専門職自主法と制定法令である行政法とが基準適合性審査において接合する法構造は、専門知に基づく正統性と民主的正統性を相互に補完することができる。また、この接合により、行政法（行政手続および裁判手続）をつうじた救済も可能となる。しかし、このように二つの法が接合する構造においてもなお、国家法である行政法が与えることのできる民主的正統性や法的救済は、国家の内側において、医療職集団内部の自治には及ぶことができず、国家の外側において、国境を超えた医療職集団の基準適合性審査には及ばない。また、非国家法である専門商自主法が与えることのできる専門知は、専門知に基づく基準適合性審査の名を借りて、専門職自主法が恣意的に運用されうるという消極的側面をもつことが指摘できた。

そこで、本論文は、専門職自主法それ自体に焦点をあて、専門職自主法のそれ自体の中に、

行政法と機能的に等価の原理、実体法および手続法を有する「行政法」（“administrative law” *avant la lettre*. 名を与えられる前の行政法。国家法である行政法と区別するために、本論文では「行政法」と記す。）の生成をみいだすことが可能である、と主張した。なぜなら、専門職自主法の定立主体である医療職集団は、当該医療職集団が自律的な決定を行うための権限——規則制定権・決定権・裁決権——、すなわち『諸権力』統合的仕組みを授権するための法を定立することができるからであった。非国家法である専門職自主法は、国家法である行政法との接合をつうじて行政法を構成している。そしてそれだけでなく、専門職自主法は、それ自体の中に非国家法である「行政法」を生成することができる。したがって、医療提供に対しては、行政法、専門職自主法および「行政法」を有する専門職自主法という三つの法が相互に接合し浸透しあうことによって、これを規律することができることを主張した。

以上、本論文の検討によって、医療提供に対する法的規律においては、行政法、専門職自主法、そして、「行政法」を有する専門職自主法の三要素からなる広義の行政法モデルをみいだす途が拓かれるのである